

障がい者(児)への補助制度をご活用ください

～現在実施している障がい者(児)を支援するための各種制度などをご紹介します～

☎ 福祉事務所自立支援係 ☎ 72 - 1123 (内線 502、503、504)

身体障害者タクシー 利用料金等助成

身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

● **内容**=利用券1枚につき、タクシーなどの小型車利用料金(上限560円)を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。

● **交付枚数**=1人につき年度あたり24枚を交付

※上半期(4～9月分)を期間内に12枚、下半期(10月～翌年3月分)を期間内に12枚交付

● **対象者**=身体障害者手帳1、2級所持者・1級…視覚、聴覚、肢体、体幹、内部障害のもの

・2級…下肢、体幹機能障害のもの
※詳細についてはお問い合わせください。

串間温泉いこいの里利用助成

障害者手帳所持者に対し、串間温泉いこいの里を利用する際に使用できる、利用者カードを交付します。

● **対象者**=身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

● **助成額**=1人1回につき250円を助成。ただし、1人につき年24回を限度

児童発達支援等 利用者負担額助成

児童発達支援等利用者負担額の無償化は、国の制度では、満3歳になって初めての4月1日から3年間が無償化の対象となっていますが、本市においては、児童発達支援などを利用する子どもにおいて、満3歳からの利用者負担額を無償化の対象とします。

● **対象サービス**=児童発達支援・保育所等訪問支援

● **対象児**=串間市に住所を有し、串間市の発行する障害児通所支援受給者証の交付を受けた満3歳を迎える児童
※詳細についてはお問い合わせください。

軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用などの一部を助成します。

● **対象経費**=補聴器の購入、修理費

● **助成額**=原則として基準額の3分の2
※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

障がい者(児)福祉サービス (自立支援給付)

障がい者(児)の日常生活を支えるさまざまなサービスを利用できます。

● 居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、生活介護、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援など

● 放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援など

● 補装具、日常生活用具、自立支援医療、(新)高額障害福祉サービス等給付費など

※詳細についてはお問い合わせください。

特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。

● **支給要件**=対象児童が一定の障がい状態にあること(診断書などにより県が認定します)。対象児童が20歳未満であること。児童が施設などに入所していないこと。支給を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなどがあります。

● **手当額**

・1級(重度):月額5万3,700円
・2級(中等度):月額3万5,760円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

特別障害者手当

在宅の身体、知的、精神に著しく障がいのある方に対し、一定の手当を支給します。

● **支給対象者**=20歳以上であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者。

● **手当額**=月額2万7,980円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

障害児福祉手当

● **支給要件**=20歳未満であって、重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児。

● **手当額**=月額1万5,220円

※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

宮崎県おもいやり駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁などの公共施設で優先して駐車することができます。

※手帳の等級や介護保険の要介護度などの交付基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

ヘルプマーク・ ヘルプカードの交付

内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマーク、ヘルプカードを交付します。

※ヘルプマークの申請には、原則として各種障がい者手帳や、難病を証明する書類などが必要です。詳細についてはお問い合わせください。



令和5年度被爆二世健康診断 調査事業の実施について

対象者

両親のどちらかが被爆者健康手帳を所持しており、かつ、原爆投下後に生まれた者(胎児被爆者は除く)のうち、健康診断受診を希望する者

● **実施期間・申し込み期間** Ⅱ 7月24日(月)～8月25日(金)

● **健診期間** Ⅱ 9月中旬～令和6年3月1日(金)【予定】

※日程の詳細は、後日受診希望者に通知します。

健康診断実施機関

「被爆二世健康診断実施機関」の中から決定し、後日、受診希望者に通知します(実施機関決定は、基本的に本人の希望を優先します)。

申し込み方法

対象者へ送付された書類の中の申込書または任意の様式に必要事項を記入の上、封書でお申し込みください。

【必要事項】

- ・本人の氏名(フリガナ)、性別、生年月日、住所(郵便番号)、電話番号
- ・過去の受診歴(年度および受診結果)、受診を希望する医療機関名
- ・多発性骨髄腫検査の希望の有無
- ・親の氏名(フリガナ)、住所(郵便番号)、電話番号、被爆者健康手帳の番号

● **申込期限** Ⅱ 8月25日(金)必着

● **申し込み先** Ⅱ 宮崎県福祉保健部健康増進課健康づくり・歯科保健担当
(〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号)
☎ 0985-26-7078

検査項目

既存検査項目を受けずに、多発性骨髄腫検査のみを受診することはできません。

なお、肝機能検査およびヘモグロビンA1c検査については、医師が必要と認めた場合に行うものとし、多発性骨髄腫検査については、受診者の希望により行うものとします。

※県立日南病院、園田病院では、多発性骨髄腫検査はできません。

① 視診、問診、聴診、打診および触診による検査

② CRP定量検査

③ 血球数計算

④ 血色素検査

⑤ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血)

⑥ 血圧測定

⑦ AST検査法、ALT検査法、γ-GTP検査法による肝臓機能検査

⑧ ヘモグロビンA1c検査

⑨ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査

その他

健康診断受診料は無料。ただし、各医療機関への交通費は自己負担となります。

被爆二世健康診断契約(実施)機関

- ① 県立宮崎病院
- ② 県立日南病院
- ③ 串間市民病院
- ④ 都城健康サービスセンター(都城市郡医師会病院内)
- ⑤ 園田病院
- ⑥ 国立病院機構宮崎病院
- ⑦ 済生会日向病院
- ⑧ 県立延岡病院
- ⑨ 高千穂町国民健康保険病院
- ⑩ 宮崎生協病院



8月は「食品衛生月間」です

☎ 日南保健所衛生環境課 ☎ 23 - 3141

夏はアウトドアなどでの
焼き肉の機会が増えます

▶ 増やさない

調理前

肉は焼く直前までクーラーボックスなどで**冷却**しておきましょう。
下準備の際は肉と野菜は別々の容器に入れましょう。

▶ やっつける

調理中

肉は表面だけでなく中心部までしっかりと**加熱**しましょう。

▶ につけない

食事中

食事の際は、生肉を触った Tongue や箸は使わず別の箸を使いましょう。

